

＝ 震災対策編 ＝

第1章 総 則

第1節	計画の目的等	1
第2節	群馬県の地震環境	1
第3節	県による被害の想定	4
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	(本編 第1章 第2節に準ずる。)	6

第2章 震災予防計画

第1節	被害の発生防止・拡大防止対策の推進	7
第2節	市民等の防災活動の促進	8
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	10

第3章 震災応急対策

第1項 発災直後の対応

第1節	情報の収集・連絡	16
第2節	通信の確保	17

第2項 防災組織計画

第1節	動員計画	18
第2節	組織計画	20
第3節	相互応援対策計画	
	(本編 第3章 第1項 第4節に準ずる。)	23
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	
	(本編 第3章 第1項 第5節に準ずる。)	23
第5節	ボランティア活動支援・推進計画	
	(本編 第3章 第1項 第6節に準ずる。)	23
第6節	災害対策連絡調整計画	
	(本編 第3章 第1項 第7節に準ずる。)	23
第7節	災害情報伝達活動計画	
	(本編 第3章 第2項 第3節に準ずる。)	23

第3項 防災活動計画

第1節	救助・救急活動計画	
	(本編 第3章 第3項 第2節に準ずる。)	23
第2節	医療活動計画	
	(本編 第3章 第3項 第3節に準ずる。)	24
第3節	消火活動計画	
	(本編 第3章 第3項 第4節に準ずる。)	24

第4節	交通確保・緊急輸送計画	(本編 第3章 第3項 第7節～第9節に準ずる。)	— 2 4
第5節	避難収容活動計画	(本編 第3章 第3項 第10節～第12節に準ずる。)	— 2 4
第6節	食料供給・給水活動計画	(本編 第3章 第3項 第13節に準ずる。)	————— 2 4
第7節	生活必需品等物資供給活動計画	(本編 第3章 第3項 第14節に準ずる。)	————— 2 4
第8節	保健衛生・防疫活動計画	(本編 第3章 第3項 第15節～第17節に準ずる。)	— 2 4
第9節	捜索・遺体処置活動計画	(本編 第3章 第3項 第18節に準ずる。)	————— 2 4
第10節	二次災害の防止活動	—————	2 4
第11節	施設・設備の応急復旧活動計画	(本編 第3章 第3項 第19節に準ずる。)	————— 2 5
第12節	文教対策活動計画	(一部 本編 第3章 第3項 第20節に準ずる。)	——— 2 5
第13節	その他の災害応急対策活動計画	(本編 第3章 第3項 第21節に準ずる。)	————— 2 5
第14節	義援金品募集配分計画	(本編 第3章 第3項 第22節に準ずる。)	————— 2 5
第15節	帰宅困難者支援計画	(本編 第3章 第3項 第23節に準ずる。)	————— 2 5
第16節	広域避難者受入計画	(本編 第3章 第3項 第24節に準ずる。)	————— 2 6
第17節	広域的避難計画	(本編 第3章 第3項 第25節に準ずる。)	————— 2 6
第18節	原子力施設事故対策計画	(本編 第3章 第3項 第26節に準ずる。)	————— 2 6

第4章 災害復旧・復興

(本編 第4章 に準ずる。)	————— 2 6
----------------	-----------

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

1 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、みどり市防災会議が作成する計画であって、みどり市の地域における震災対策に係る総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 国・県の防災計画との関係

この計画は、防災基本計画及び群馬県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

3 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを市防災会議に提出する。

4 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

5 計画の構成

- (1) 本市に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定
- (2) みどり市及び地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の震災に対して処理すべき事務又は業務の大綱
- (3) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練その他の震災予防計画
- (4) 地震発生直後からみどり市災害対策本部及び防災関係機関が行う、体制、措置等の震災応急対策
- (5) 被災者の生活支援、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置や公共施設の復旧・復興対策

第2節 群馬県の地震環境

地震防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、群馬県の地震環境を以下に記す。

1 地震調査研究推進本部地震調査委員会による本県の地震特性

地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈追補版〉」で本県の地震特性は次のように記載されている。

群馬県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。なお、群馬県とその周辺で発生した主な被害地震は、図1のとおりである。

群馬県の地形を見ると、県の南東部に、関東平野の一部があるほかは、山間部が多く、関東山地、三国山脈、足尾山地などの山地に取り囲まれている。また、県内には火山が比較的多く、榛名山や赤城山、県境付近には浅間山や日光白根山などがある。

また、図1は、群馬県の地形と主要な活断層を示したものである。県内の主要な活断層は、県南部の埼玉県との県境付近に活動度B級の逆断層である関東平野北西縁断層帯が北西－南東方向に延びており、この断層帯で1931年の西埼玉地震（M6.9）が発生した可能性がある。この地震により、県内では死者5名などの被害が生じた。

また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性のある地割れや噴砂が、最近、群馬県や埼玉県の遺跡で見出されており、この地震も1931年の地震と同様に陸域の浅い地震であったと考えられている。

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に地震活動

が見られ、関東地方の陸域の浅いところに見られる地震活動の中で最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係について、はっきりしたことはまだ分かっていない。

また、周辺地域で発生する地震や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によっても被害を受けることがある。例えば、1923年の関東地震（M7.9）では、県内で負傷者4名などの被害が生じた。さらに、日本海側で発生した1964年の新潟地震（M7.5）による被害も知られている。

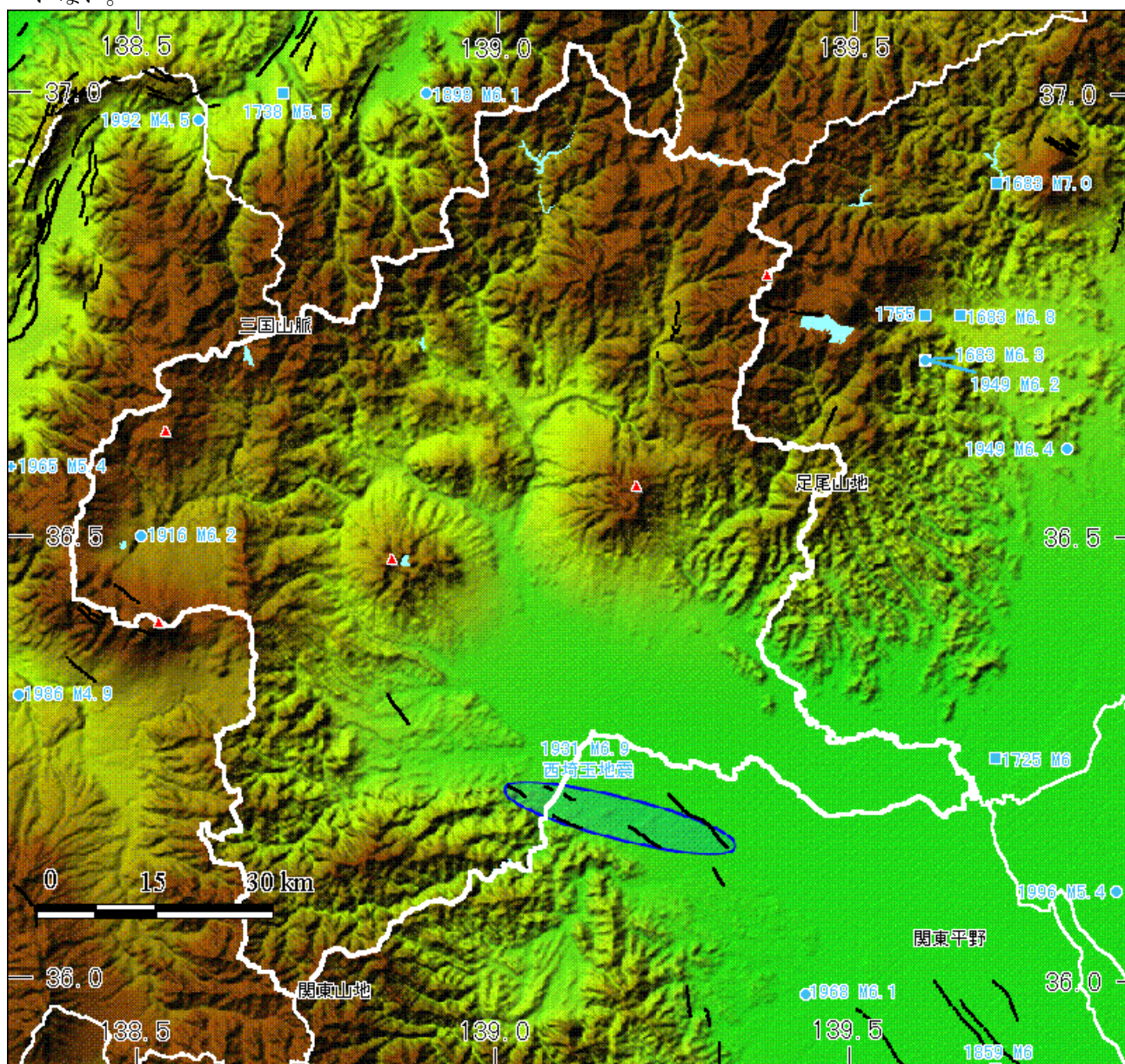
なお、群馬県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動を図2に示す。

（出典）「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈追補版〉」

<http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/eqchrfrm.htm>

図1 群馬県とその周辺の主な被害地震（～1997年6月）及び活断層

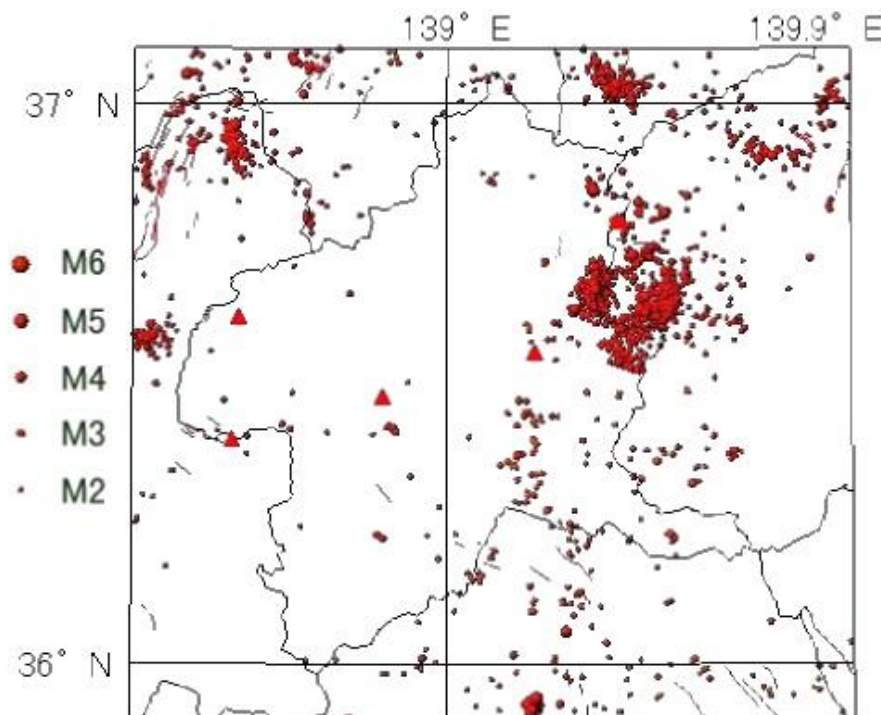
本文中に記述されている818年の地震（M7.5以上）は、震源の位置の詳細が不明のため図示されていない。



1991年に活断層研究会が発行した「新編日本の活断層」によれば、本県では次の4つの活断層が確認されている。

名 称	所 在 地	長 さ	活動度	備 考
平井断層	藤岡市	15km	B	活動度とは、活断層の過去における活動の程度 A級＝ 1m/1,000 年 B級＝ 0.1m/1,000 年 C級＝ 0.01m/1,000 年
神川断層	藤岡市	8km	B	
磯部断層	安中市	8km	B～C	
片品川左岸断層	片品村、利根村	7km	B	

図2 群馬県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動
(M2以上、1987年～1996年、深さ30km以浅)



栃木県との県境付近では定常的に地震活動が活発である。(線は確実度Ⅰ、Ⅱの活断層)
[防災科学技術研究所データから作成]

2 過去の被害地震

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

発生年月日	地 震 名 (震 源)	M	震 度	被 害 状 況
1916. 2. 22 (大正 5)	(浅間山麓)	6.2	前橋 3	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12)	関東大地震 (小田原付近)	7.9	前橋 4	負傷者 9 人、家屋全壊 49 戸、 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料 6 前橋 5	死者 5 人、負傷者 55 人、 家屋全壊 166 戸、半壊 1、769 戸
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋 4	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.4	板倉 5 弱 沼田・片品・桐生 4	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	高崎・北橋・片品・白 沢・昭和 5 弱	負傷者 6 人 住屋 一部破損 1,031 棟 非住家 公共施設 6 棟 その他 31 棟

2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 (岩手県沖から茨城県 沖の幅約 200km)	9.0	桐生 6 弱 市内笠懸 5 弱、 大間々 4、東震度 4	家屋被害 181 件 非住家被害 17 件 (ブロック塀 の倒壊等) 公共施設被害 54 件 等
2014. 9. 16 (平成 26)	茨城県南部を震源とす る地震 (茨城県南部)	5.6	大間々 5 弱、笠懸 4	家屋被害 39 件 非住家被害 2 件 道路 2 件や公共施設 15 件 等

1916 年の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

しかし、「類聚国史」(892 年に菅原道真によって撰修された歴史書)によれば、818 年に上野国に地震による大きな被害が生じたとの記録がある。

3 最近の地震活動の特徴

栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域で、定常的に小規模な地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅いところに見られる地震活動の中で最も活発である。

この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係は明らかでない。

第 3 節 県による被害の想定

群馬県では、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、最新の知見及び技術を用いて、平成 24 年度に地震被害想定調査の見直しを行った。

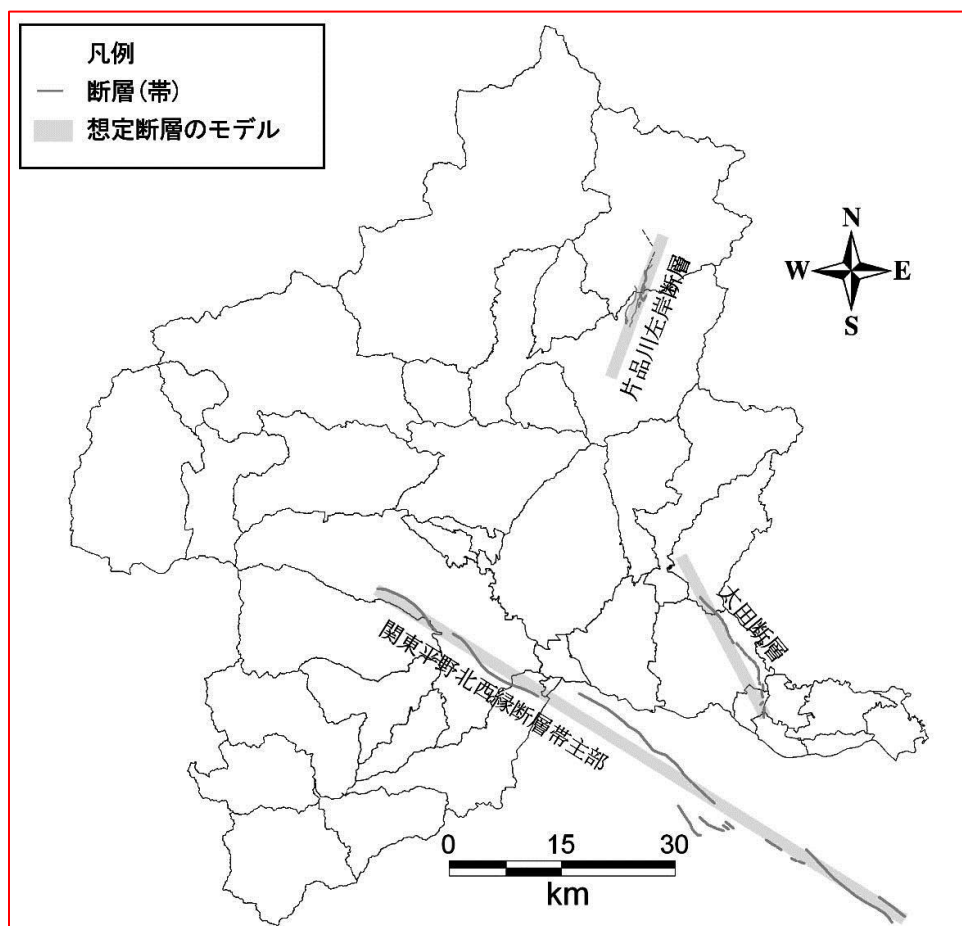
この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものである。

以下に地震被害想定調査の概要を示す。

1 想定した地震

この調査では、科学的に考えられる最大クラスの地震として、県内の次の 3 つの断層・断層帯による地震を想定地震としている。

地震名	規模 (M)	震源断層					本市の 最大震度
		深さ (km)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	幅 (km)	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	5	82	121	60 南西傾斜	20	震度 6 強
太田断層による地震	7.1	2	24	154.8	45 南西傾斜	18	震度 7
片品川左岸断層による地震	7.0	2	20	16.8	45 東傾斜	18	震度 5 弱



2 被害の想定

前記の想定地震によって想定されるみどり市に関する被害は、下記のとおりである。この被害は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず下記の被害が発生することを示すものではない。

(1) 人的被害（カッコ内は群馬県全体）

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
死 者	冬の 5 時	4 人 (3, 133 人)	22 人 (1, 133 人)	0 人 (23 人)	建物被害、屋内転倒、屋外通行、土砂災害、火災による被害者数
	夏の 12 時	3 人 (2, 297 人)	13 人 (1, 020 人)	0 人 (9 人)	
	冬の 18 時	3 人 (2, 655 人)	15 人 (1, 054 人)	0 人 (14 人)	
負傷者	冬の 5 時	95 人 (17, 743 人)	336 人 (7, 784 人)	1 人 (85 人)	
	夏の 12 時	63 人 (14, 074 人)	213 人 (6, 454 人)	1 人 (56 人)	
	冬の 18 時	72 人 (15, 109 人)	244 人 (6, 831 人)	1 人 (72 人)	
重傷者	冬の 5 時	4 人 (3, 340 人)	24 人 (1, 291 人)	0 人 (16 人)	
	夏の 12 時	4 人 (2, 472 人)	18 人 (1, 079 人)	0 人 (9 人)	
	冬の 18 時	5 人 (2, 880 人)	21 人 (1, 209 人)	0 人 (15 人)	

避難者	1,659 人 (543,589 人)	4,488 人 (244,864 人)	3 人 (766 人)	建物被害による避難者数、断水による避難者数（1 日後）
-----	------------------------	------------------------	----------------	-----------------------------

（２）物的被害（カッコ内は群馬県全体）

項 目			想定地震ごとの被害			備 考
			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
建物	全壊棟数		48 棟 (56,531 棟)	348 棟 (21,559 棟)	0 棟 (137 棟)	揺れ、液状化による建物被害棟数
	半壊棟数		752 棟 (127,455 棟)	2,148 棟 (52,363 棟)	3 棟 (896 棟)	
火災	出火件数		1 件 (197 件)	2 件 (82 件)	0 件 (0 件)	出火条件 ・冬の18時 ・風速 9m/S
	焼失棟数		0 棟 (15,238 棟)	5 棟 (4,768 棟)	0 棟 (0 棟)	
ライフライン施設	上水道	配水管被害	8 件 (5,127 件)	16 件 (1,948 件)	0 件 (17 件)	
		断水世帯	885 世帯 (482,024 世帯)	2,693 世帯 (217,423 世帯)	0 世帯 (1,520 世帯)	
	下水管	被災延長	0.97 km (216.99km)	1.33km (93.41km)	0 km (5.22km)	
		被災人口	123 人 (37,143 人)	169 人 (15,773 人)	0 人 (694 人)	
	都市ガス	供給停止	0 件 (51,840 件)	685 件 (29,657 件)	0 件 (0 件)	
	L P ガス	被害件数	41 件 (4,690 件)	127 件 (2,343 件)	0 件 (29 件)	
	電柱被害率		0% (1.5%)	0.3% (0.6%)	0% (0.003%)	冬の 18 時
	電話柱被害率		0% (1.9%)	0.2% (0.6%)	0% (0%)	冬の 18 時

みどり市においては大規模な地震が発生しないという保障はなく、さらにそのような地震が発生すれば、市民の生命、身体及び財産をはじめ社会インフラ等に大きな被害が発生することが判明する。本計画の策定に当たっては、この被害想定を基本に据えて各種対策を講じることとする。

第４節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本編 第１章 第２節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2章 震災予防計画

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、市及び防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

1 地震に強いまちづくりの推進

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な下記施設については、耐震性の確保及び液状化対策に特に配慮するものとする。

特に、避難場所等防災拠点においては、災害対策機能の整備及び飲料水の確保や消防水利の整備を推進する。

市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
学校、体育館、運動施設
病院、診療所
百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
賃貸住宅（共同住宅に限る。）
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
遊技場
飲食店、料理店その他これらに類するもの
理髪店、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
工場
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
郵便局その他これらに類する公益上必要な建築物

3 一般建築物の安全性の確保

地震による建築物の被害は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上極めて重要であるため、一般建築物についても、耐震化・液状化対策の知識の普及を図るものとする。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転落・落下対策についても周知を図る。

4 ライフライン施設の機能の確保

ライフラインが地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすため、市は下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、必要に応じて各ライフライン事業者と日頃から情報交換を行い、その防災対策を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

5 危険物施設等災害予防の推進

危険物施設が損傷すると、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等の現況を適確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進めるものとする。

6 水害防止事業の推進

本市には大小の農業用ため池があることから、地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

【関係資料】資料編 2-2 重要水防箇所

資料編 2-13 みどり市内水防重要箇所

7 土砂災害防止事業の推進

地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、現状把握と指定の推進に努めるとともに、パトロールの実施や住民への周知を積極的に取り組むこととする。

【関係資料】資料編 2-1 災害危険区域一覧

資料編 2-3 砂防指定地

資料編 2-4 土石流危険渓流

資料編 2-5 地すべり危険箇所

資料編 2-6 急傾斜地崩壊危険区域指定

資料編 2-7 急傾斜地崩壊危険箇所

資料編 2-8 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編 2-9 山腹崩壊危険地区

資料編 2-10 地すべり危険区域

資料編 2-11 崩壊土石流出危険区域

8 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上転倒・倒壊対策、消防設備の整備状況等その管理状況を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

【関係資料】資料編 7-7-1 市内指定文化財等一覧表

第2節 市民等の防災活動の促進

《防災危機管理課》

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、市民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、県や市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市その他の防災関係機関は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

1 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 家庭内の危険防止

ア 家具類の転倒防止

イ 物の落下防止

ウ ガラスの飛散防止

エ 火気器具周辺の整理整頓

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 地震が起きたときの各自の役割

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

- ウ 家族間の連絡方法
- エ 避難場所、避難所及び避難路の確認
避難時の周囲の状況により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。
- オ 安全な避難経路の確認
- カ 非常持出し品のチェック
- キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- ク 避難行動要支援者の避難方法
- ケ 地震情報の入手方法
- (3) 非常持出し品の準備
 - ア 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
 - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾等）
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
 - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
- (4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
 - ア 身の安全の確保
机や椅子に身を隠す。玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。あわてて外に飛び出さない。
 - イ 火災を防ぐ
火の始末をする。火が出たら初期消火に努める。
 - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖等に近づかない。
 - エ 避難方法
徒歩で避難する。携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - オ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - カ 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
 - キ 自動車運転者のとるべき行動
道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。ラジオで災害情報を聞く。警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 正しい情報の入手
ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
 - ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」を利用する。

2 消防団、自主防災組織の育成強化

- (1) 消防団の育成強化
地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- (2) 自主防災組織の育成強化
自主防災組織の組織率100%を目指し、自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努め、その育成強化を図るものとする。

3 災害時救援ボランティア活動の環境整備

災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政

とボランティアの連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

関係各課は、通信や被災建築物及び宅地の危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

4 企業防災の促進

(1) 事業所等の防災責任者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

このため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保

(2) 市及び消防機関は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

5 避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

6 学校教育による防災知識の普及

学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

7 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

8 防災訓練の実施指導

市及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

【関係資料】資料編 7-6-1 みどり市災害時救援ボランティア連絡会議要綱

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるために次の活動を行う。

① 最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行う。

② 次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施

- ③ 当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止
- 以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

1 防災中枢機能の整備

それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努めるものとする。

- (1) その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。
- (2) 笠懸庁舎会議室に災害対策本部室、危機管理課に防災通信室を設置する。
- (3) 笠懸庁舎が使用不可能となった場合に備え、災害対策本部室を設置できる施設を検討しておくとともに、非常用食料・資機材備蓄倉庫等の整備に努める。

2 職員の応急活動体制の整備及び応急活動内容の周知徹底

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するため、災害応急対策に従事する職員の非常参集体制を次により整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用 방법等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

- (1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化
地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。
- (2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備
夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (3) 多様な情報の収集体制の整備
多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

4 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておくものとする。

- (1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底
大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。
また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。
- (2) 災害時優先電話の指定
災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話について、あらかじめ東日本電信電話株式会社群馬支店及び株式会社NTTドコモ群馬支店から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。
- (3) 代替通信手段の確保
災害による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

ア 県防災行政無線

県の組織間及び市町村、消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

イ 市防災行政無線

状況の把握、対応指示等のため本庁舎と公用車及び消防団車両の間で使用する。

ウ 戸別受信機

防災行政無線を利用した受信専用機を市長、関係職員、関係機関に貸与する。

エ 携帯電話

主たる災害対策要員に貸与する。

(4) 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制を講じておくものとする。

(5) 無線局開設者との連携

災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者と平常時から連携を図っておくものとする。

(6) 通信訓練への参加

非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練への積極的な参加に努めるものとする。

【関係資料】資料編 4-1 防災行政無線一覧表

資料編 4-2 全国消防団波無線一覧表

資料編 4-3 災害時優先電話一覧表

資料編 4-4 群馬県地方通信ルート

5 広報・広聴体制の整備

(1) 広報体制の整備

災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、広報する事項は、次のとおりとする。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
余震の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難の勧告又は指示の内容	各種相談窓口
避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否

また、広報媒体は次のとおりとし、整備を図る。

報道機関、防災行政無線、広報車、インターネット、チラシ、掲示版 等

(2) 広聴体制の整備

住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

6 防災関係機関の連携体制の整備

大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

(1) 基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努めるものとする。

(2) 一般事業者等との連携体制の整備

災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

(3) 救援活動拠点の整備

機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努めるものとする。

【関係資料】資料編 5-1 災害時相互応援協定（災害対策基本法）

資料編 7-3-3 ヘリポート適地一覧表

7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(1) 備蓄計画

- ア 震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- イ 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- ウ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- エ 各家庭において最低3日分、推奨1週間分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行うものとし、市民はこれらの備蓄に努めるものとする。

(2) 調達計画

震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

(3) 市における備蓄・調達・供給の体制

- ア 備蓄場所を定めるものとする。
- イ 備蓄量は、被災者の2日分相当量とする。
- ウ 備蓄品目は、避難行動要支援者にも配慮して決める。
- エ 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- オ 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

8 消火活動体制の整備

(1) 消防力の整備

「消防力の基準」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。
また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、農業用水等の自然水利、学校プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

(2) 出火の防止

地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(3) 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。
また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。
このため、地域ぐるみの消防訓練を実施し、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(4) 大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多いため、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県（危機管理室）を通じての警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

9 避難収容活動体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想されるため、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難市民に対し、避難所（待避所）、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

(1) 避難誘導計画

- ア 避難所及び避難路について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- イ 消防機関、警察機関等と協議して地域防災計画等の中に発災時の避難誘導に係る計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行うものとする。
- ウ 避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民や自主防災組織の協力を得て、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難所

ア 避難所の指定

公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定するものとする。

イ 施設・設備の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るものとする。

ウ 物資の備蓄

指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

エ 案内標識の設置

避難が迅速かつ安全に行われるよう、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるような避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 資機材の調達・供給体制の整備

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

イ 用地供給体制の整備

災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

【関係資料】資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所及び広域避難場所一覧

資料編 7-1-8 応急仮設住宅建設予定地

10 救助・救急及び医療活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

ア 救急・救助用資機材の整備

車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、これら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(2) 医療活動体制の整備

災害時に多数の負傷者が発生した場合、管内医療機関の稼動状況の把握、救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ、重傷者の後方搬送や被災医療機関の支援、更に市民への広報等さまざまな活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう体制の整備に努めるものとする。

11 二次災害の予防体制の整備

(1) 余震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、「群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるとともに、被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。

(2) 地震後の降雨等による洪水、土石流、急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるとともに、被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。

12 要配慮者利用施設の災害予防体制の整備

要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（地震による急傾斜地崩壊、二次災害の洪水・土石流・急傾斜地崩壊等）に関する情報の提供

イ 地震情報の提供

ウ 避難勧告・避難指示(緊急)の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供

エ 要配慮者利用施設に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達体制の整備

オ 緊急時における市町村と要配慮者利用施設との連絡体制の整備

カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）

キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

13 在宅避難行動要支援者対策体制の整備

在宅避難行動要支援者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。これら

の人々を支援するため、次の対策を推進するものとする。

- ア 安否確認体制の整備
- イ 地域での避難等支援体制の整備
- ウ 福祉避難所の指定及び周知

14 災害ボランティア活動の活性化のための体制の整備

災害ボランティア活動は、直接的には他者を支援する活動であるが、一方で活動を通じて防災知識の習得や人的なネットワークの形成が図られるなど、自らの防災力を向上させることにも結びつく。そこで、次の観点から、防災ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進するものとする。

- ア 災害ボランティア活動に関する普及啓発
- イ ボランティア・コーディネーターの養成
- ウ ボランティア協議会の設置の支援
- エ ボランティアの活動拠点の整備

15 緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

（１）輸送拠点の確保

トラックターミナル、卸売市場、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

（２）ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

（３）道路の応急復旧体制等の整備

ア 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。

イ アについては、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。

ウ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。

（４）運送業者との連携

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送業者との協定の締結に努めるものとする。

【関係資料】資料編 7-3-1 県における緊急輸送道路指定路線一覧表（市関係抜粋）
資料編 7-3-3 ヘリポート適地一覧表

16 防災訓練の実施

（１）総合防災訓練の実施

市は、地域における第１次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

（２）個別防災訓練の実施

防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施するものとする。

- ア 非常招集訓練
- イ 消防訓練
- ウ 避難訓練
- エ 水防訓練

オ 非常通信訓練

カ 応急復旧訓練

(3) 広域的な訓練の実施

災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他の市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

(4) 実践的な訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(5) 事後評価の実施

防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 震災応急対策

第1項 発災直後の対応

第1節 情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 地震情報の収集・連絡

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県の「震度情報ネットワークシステム」により、県内全市町村に設置してある震度計から各地の震度情報を受け、その情報はN T T一斉F A X（N T T回線の途絶の場合は、県防災行政無線一斉F A X）にて速やかに関係機関に伝達される。

(2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」により県（危機管理室）等の各機関に伝達する。

市へは、群馬県総合防災情報システムにて伝達される。

(3) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による緊急地震速報の伝達

気象庁が取りまとめた地震情報等を消防庁の「全国瞬時警報システム（J－A L E R T）」により、人工衛星を利用して県、市その他の機関に速やかに伝達される。その地震情報は、市内の小中学校等を含む32の公共施設に自動配信され、館内放送設備等により伝達される。

2 災害情報の収集

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報を迅速に収集しなければならない。被害情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

区 分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署（連絡先）
人的被害	市、警察、消防本部	桐生行政県税事務所
家屋被害	市	桐生行政県税事務所
文教施設	市立…市教育委員会	東部教育事務所
病院	市、桐生保健福祉事務所	桐生保健福祉事務所
道路、橋梁	各道路管理者	桐生土木事務所
清掃施設	市	東部環境事務所
ブロック塀	市	桐生行政県税事務所
農業・水産業	市	東部農業事務所

林業	市、桐生森林事務所	桐生森林事務所
商業・工業	市・商工会	桐生行政県税事務所

3 災害情報の連絡等

本編 第3章 第2項 第2節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」に準ずる。

第2節 通信の確保

《防災危機管理課》

1 通信手段の確保

(1) 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

(2) 緊急情報連絡用回線の設定

携帯・自動車電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(3) 一般加入電話回線の優先利用

一般加入電話について、必要に応じ、NTT電話サービス契約約款に基づく「緊急扱い通話」又は「非常扱い通話」を利用するものとする。ただし、これらの通話は、原則として、あらかじめ登録された災害時優先電話から申し込むものとする。

ア 緊急扱い通話（一般通話より優先される。）

通 話 内 容	通 話 機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故 その他人命の安全に係る事態が発生し、又は 発生するおそれがある場合において、その予 防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある ことを知った者と非常通話を取り扱う機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	犯罪が発生し、又は発生するおそれがあること を知った者と警察機関との間
3 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可 欠な役務の提供その他生活基盤を維持するた め緊急を要する事項	① 水道、ガス等の供給の確保に直接関係がある 機関相互間 ② 国又は地方公共団体の機関相互間

イ 非常扱い通話（緊急扱い通話より優先される。）

通 話 内 容	通 話 機 関 等
1 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれ があることの通報又はその警報若しくは予防 のため緊急を要する事項	① 水防機関相互間 ② 消防機関相互間 ③ 水防機関と消防機関相互間
2 災害の予防又は救援のため緊急を要する事 項	① 消防機関相互間 ② 災害救助機関相互間 ③ 消防機関と災害救助機関相互間
3 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発 生するおそれがあることを知った者と、前各欄に 掲げる機関との間

(4) 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

ア 基本法に基づく通信設備等の優先利用

根 拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第 57 条	県、市町村	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第 57 条	県、市町村	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第 79 条	県、市町村 指定地方行政機関	(第 57 条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

イ 電波法第 52 条に基づく非常無線通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

(発信依頼手続) (関東地方非常通信協議会の例示)

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を 200 字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

ウ アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(5) 通信手段確保の要領

危機管理課は、次の要領により、地震発生後 30 分以内に必要な通信手段を確保するものとする。

ア 地震発生後、N T T 回線が通話可能かどうかを確認する。

イ 市防災行政無線について試験通信を行い、使用の可否を確認する。

以上の通信手段が全て使用不可能な場合には、直ちに代替通信手段を確保しなければならない。この際、防災相互通信用無線、アマチュア無線、警察無線、消防無線等の代替通信手段を検討する。

- 【関係資料】資料編 4－1 防災行政無線一覧表
資料編 4－2 全国消防団波無線一覧表
資料編 4－3 災害時優先電話一覧表
資料編 4－4 群馬県地方通信ルート

第 2 項 防災組織計画

第 1 節 動員計画

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の組織体制を迅速に確立する必要がある。

1 意思決定の基準

- (1) 市における震災時の災害対策に係る意思決定は、基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。
- (2) 市長が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、

次のとおりとする。

順 位	職 名
第 1 順位	副 市 長
第 2 順位	教 育 長
第 3 順位	総務部長兼危機管理監

2 組織体制の基準

市における震災時の組織体制の基準は次のとおりとする。

なお、災害対策本部体制は、初動活動を的確に行うため、地震直後の最初期から体制が整うまでの応急体制（1号体制）とそれ以降の組織（2号体制）をそれぞれ定めて対応する。

組 織 体 制	災 害 事 象
自主警戒体制 責任者：総務部長兼危機管理監	・市内に震度4以上の地震が発生したとき。
災害警戒本部体制 本部長：総務部長兼危機管理監	・市内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ・東海地震に関して地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。 ・東海地震に関して大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言が発せられたとき。 ・震度にかかわらず市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務部長兼危機管理監と関係部長等が協議の上必要と認めたとき。
災害対策本部体制 直後は1号体制 それ以降は2号体制 本部長：市長	・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みがあるとき。 ・震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

3 職員の非常参集基準

市における、震災時における職員の非常時動員基準は、下表のとおりとする。

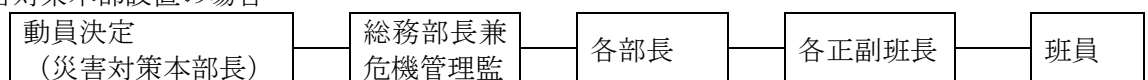
動員体制	動 員 規 模	活 動 基 準
自主警戒体制	災害対策本部 本部員及び連絡員	主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害警戒本部体制	各所属の約50%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害対策本部体制	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。

4 動員指示の伝達

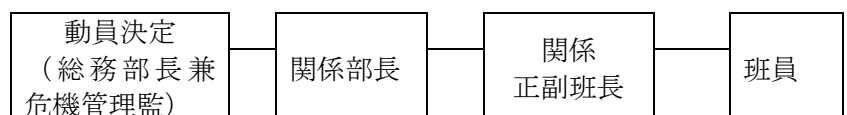
- (1) 動員決定に基づき、総務部長兼危機管理監は、本部連絡員を通じて各部長等に伝達する。伝達を受けた各部長等は、それぞれ各班長及び各副班長に伝達する。伝達を受けた各正副班長等は、それぞれ各班員に伝達するものとする。

動員指示別の伝達系統は、次図のとおりとする。

ア 災害対策本部設置の場合



イ 災害警戒本部設置の場合



- (2) 動員決定時の指示伝達方法は次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合

動員の指示は、庁内放送、庁内電話等で伝達する。

イ 勤務時間外の場合

動員の指示は、電話、電子メール等での伝達を基本とするが、状況に応じては自主的に登庁するものとする。

5 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

震 度	自主登庁する職員
4	自主警戒体制として各所属で定めた者
5弱又は5強	災害警戒本部体制として各所属で定めた者
6弱以上	全職員

6 動員の方法

職員を要する各班長等は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておくものとする。

(1) 動員の伝達

動員の伝達は、一般加入電話（携帯電話含む）等を通じて行うものとする。

(2) 登庁場所

勤務時間外において連絡を受け登庁する場所は、次の順位とする。

1、自己の勤務場所 2、最寄の庁舎 3、最寄の市有施設

ただし、原則として自己の勤務場所とするが、登庁の安全が確認できる場所で、かつ、30分以内に登庁できる場所とする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告する。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人若しくは家族が中傷以上の怪我を負い又は住居が破損するなど自らが被災した場合には、所属長に対してその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

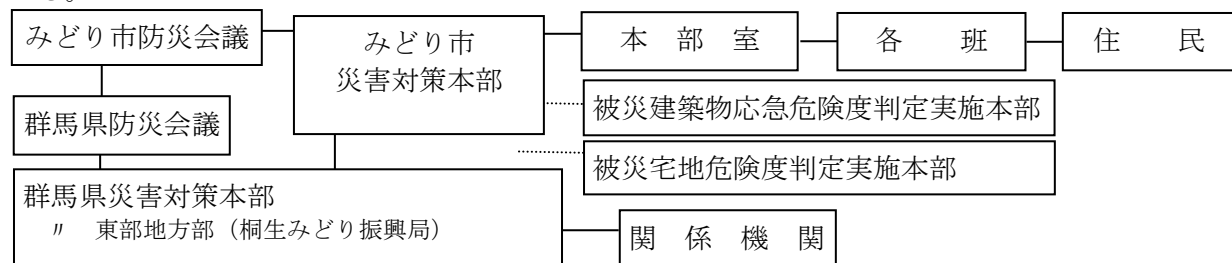
イ 自己の勤務場所、最寄の庁舎あるいは最寄の市有施設にも登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

【関係資料】資料編4 通信関係

第2節 組織計画

1 組織

みどり市災害対策本部の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。



(注) ① 地震により多くの建築物が被災した場合は、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を組織する。

② 地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を組織する。

③ 群馬県において、現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。

2 災害対策本部の組織編成

災害対策本部に本部室を置き、本部長、副本部長及び本部員(各課長及び本部長の指名する職員)をも

って構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
本部室は、本部長が必要の都度招集する。

(1) 本部室体制

本 部 室	本 部 長	市 長	本 部 員	総括責任者 総務部長兼危機管理監 （下記◎は各庁舎等責任者）	
	副本部長	副市長		笠懸庁舎 ◎政策企画部長、市民部長、保健福祉部長、会計管理者	
		教育長		大間々庁舎 ◎都市建設部長、産業観光部長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長	
				東支所 ◎東支所長	
				教育庁舎 ◎教育部長	
				競艇事業局 ◎競艇事業局長	
				消防団長	
	被災宅地危険度判定実施本部		実施本部長 ：都市建設部長		本部連絡員
	被災建築物応急危険度判定実施本部				

(2) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

	笠懸庁舎	大間々庁舎	東支所	教育庁舎
緊急総務部	防災総括班 総務部機動班	大間々市民班	東市民班	教育部総務班
緊急対応部	政策企画部機動班 市民部総務班 市民部機動班 保健福祉部総務班 保健福祉部機動班 (競艇事業局) (会計局)	産業観光部総務班 産業観光部機動班 都市建設部総務班 都市建設部機動班 (議会事務局) (監査委員事務局)		教育部機動班
消防団	みどり市消防班			

※ 勤務時間外の発災においても上記班編成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急総務部は職員を振り分けることができる。

※ 各出先機関は、来庁者の安全確保を図るとともに当該施設の安全及び通信の状況確認をする。

(3) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	東支所	教育庁舎
総務部	防災総括班 総務部機動班	大間々市民班	東市民班	教育部 教育部総務班 教育部機動班
政策企画部	政策企画部機動班			
市民部	市民部総務班 市民部機動班			
保健福祉部	保健福祉部総務班 保健福祉部機動班	健康づくり局機動班		
産業観光部		産業観光部総務班、 産業観光部機動班		
都市建設部		都市建設部総務班、 都市建設部機動班		
	(競艇事業局) (会計局)	(議会事務局) (監査委員事務局)		
消防団	みどり市消防班			

- (4) 本部長の職務代理
本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長、総務部長兼危機管理監の順とする。
- (5) 本部員の職務代理
本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。
- (6) 本部連絡員
ア 災害対策本部の各部長等は、部内に本部連絡員若干名を置く。
イ 各部の本部連絡員のうち1人は、本部室において部長に同伴する。
ウ 本部連絡員は、本部室決定事項の伝達、各部相互間及び各庁舎間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。
- (7) 被災建築物応急危険度判定実施本部
地震の災害により、多くの建築物が被災した場合に、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱」に基づき判定業務にあたる。
- (8) 被災宅地危険度判定実施本部
地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき判定業務にあたる。

3 設置場所

災害対策本部は、みどり市役所笠懸庁舎「防災危機管理課」に設置する。
なお、災害の状況により市役所庁舎に設置できないときは、市内の設置可能な公共施設に設置する。

4 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

6 災害対策本部内各班の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね次表のとおりとする。

- (1) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

部・局	分 掌 事 務
緊急総務部 総務部長兼危機管理監 政策企画部長 教育部長 東支所長	1 災害対策本部の立ち上げに関すること。 2 市庁舎の機能維持に関すること。 3 通信の確保に関すること。 4 各種情報収集及び取りまとめ・報告に関すること。 5 県及び消防機関との連絡調整及び報告に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 その他本部長が命じた事項に関すること。
緊急対応部 市民部長 保健福祉部長 産業観光部長 都市建設部長 健康づくり局長 競艇事業局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長	1 各種情報収集及び伝達・報告に関すること。 2 市民への広報に関すること。 3 消防活動に関すること。 4 その他本部長が命じた事項に関すること。

- (2) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

本編 第3章 第1項 第1節 7「災害対策本部内の事務分掌」に準ずる。

7 現地災害対策本部

本編 第3章 第1項 第1節 8「現地災害対策本部」に準ずる。

8 関係機関に対する職員派遣の要請

本編 第3章 第1項 第1節 9「関係機関に対する職員派遣の要請」に準ずる。

9 県災害対策本部との連携

本編 第3章 第1項 第1節 10「県災害対策本部との連携」に準ずる。

10 災害対策本部の活動の優先順位

本編 第3章 第1項 第1節 11「災害対策本部の活動の優先順位」に準ずる。

11 災害対策事務の優先処理

本編 第3章 第1項 第1節 12「災害対策事務の優先処理」に準ずる。

12 自主警戒体制の設置

自主警戒体制の責任者は、総務部長兼危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部の事務分掌に準ずるものとする。

責任者：総務部長兼危機管理監	
笠懸庁舎	◎政策企画部長、市民部長、保健福祉部長、会計管理者、各部の連絡員・防災担当者、総務部所属課職員
大間々庁舎	◎都市建設部長、産業観光部長、健康づくり局長、議会事務局長 監査委員事務局長、各部の連絡員・防災担当者、大間々市民生活課員
東支所	◎東支所長、東市民生活課員
教育庁舎	◎教育部長、連絡員・防災担当者

13 災害警戒本部の設置

本編 第3章 第1項 第2節 「災害警戒本部等」に準ずる。

【関係資料】資料編1-2 みどり市災害対策本部条例

第3節 相互応援対策計画

《防災危機管理課》

本編 第3章 第1項 第4節「相互応援対策計画」に準ずる。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

《防災危機管理課》

本編 第3章 第1項 第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第5節 ボランティア活動支援・推進計画

《保健福祉部・社会福祉協議会》

本編 第3章 第1項 第6節「ボランティア活動支援・推進計画」に準ずる。

第6節 災害対策連絡調整計画

《防災危機管理課・社会福祉協議会》

本編 第3章 第1項 第7節「災害対策連絡調整計画」に準ずる。

第7節 災害情報伝達活動計画

《防災危機管理課》

本編 第3章 第2項 第3節「災害情報伝達活動計画」に準ずる。

第3項 防災活動計画

第1節 救助・救急活動計画

《防災危機管理課・消防班・消防機関》

1 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民及び自主防災組織は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 住民及び自主防災組織は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

その他については、本編 第3章 第3項 第2節「救助・救急活動計画」に準ずる。

第2節 医療活動計画

《保健福祉部》

本編 第3章 第3項 第3節「医療活動計画」に準ずる。

第3節 消火活動計画

《消防班・消防機関》

本編 第3章 第3項 第4節「消火活動計画」に準ずる。

第4節 交通確保・緊急輸送計画

《防災危機管理課・市民部・都市建設部》

本編 第3章 第3項 第7節「交通応急対策活動計画」
本編 第3章 第3項 第8節「障害物除去活動計画」
本編 第3章 第3項 第9節「輸送活動計画」に準ずる。

第5節 避難収容活動計画

《防災危機管理課・市民部・保健福祉部・都市建設部》

本編 第3章 第3項 第10節「避難誘導計画」
本編 第3章 第3項 第11節「避難収容活動計画」
本編 第3章 第3項 第12節「応急仮設住宅計画」に準ずる。

第6節 食料供給・給水活動計画

《防災危機管理課・産業観光部・都市建設部》

本編 第3章 第3項 第13節「食料供給・給水活動計画」に準ずる。

第7節 生活必需品等物資供給活動計画

《産業観光部》

本編 第3章 第3項 第14節「生活必需品等物資供給活動計画」に準ずる。

第8節 保健衛生・防疫活動計画

《市民部・保健福祉部》

本編 第3章 第3項 第15節「保健衛生活動計画」
本編 第3章 第3項 第16節「し尿・ごみ処理計画」
本編 第3章 第3項 第17節「防疫活動計画」に準ずる。

第9節 搜索・遺体処置活動計画

《防災危機管理課・消防団・消防機関》

本編 第3章 第3項 第18節 「搜索・遺体処置活動計画」に準ずる。

第10節 二次災害の防止活動

《防災危機管理課・都市建設部・消防機関》

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 宅地については、危険度判定実施本部を組織して、判定業務を速やかに行う。農業用排水施設管理者、水門、水路等の管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

2 建築物・構造物の倒壊

余震による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定実施本部を組織し、応急危険度判定業務を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

3 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 県（危機管理室・薬務課・環境保全課）、消防機関、警察機関又は市は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第11節 施設・設備の応急復旧活動計画

《都市建設部》

本編 第3章 第3項 第19節 「施設・設備の応急復旧活動計画」に準ずる。

第12節 文教対策活動計画

《教育部》

1 学校の災害応急対策

- (1) 地震情報の把握
学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等、情報の把握に努めるものとする。
- (2) 学校施設の安全性の点検
学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。
その他については、本編 第3章 第3項 第20節 「文教対策活動計画」に準ずる。

第13節 その他の災害応急対策活動計画

《保健福祉部・産業観光部・教育部》

本編 第3章 第3項 第21節「その他の災害応急対策活動計画」に準ずる。

第14節 義援金品募集配分計画

《保健福祉班・社会福祉協議会》

本編 第3章 第3項 第22節「義援金品募集配分計画」に準ずる。

第15節 帰宅困難者支援計画

《防災危機管理課・総務部・保健福祉部》

本編 第3章 第3項 第23節「帰宅困難者支援計画」に準ずる。

第16節 広域避難者受入計画

《防災危機管理課・総務部・保健福祉班・教育部》

本編 第3章 第3項 第24節「広域避難者受入計画」に準ずる。

第17節 広域的避難計画

《防災危機管理課》

本編 第3章 第3項 第25節「広域的避難計画」に準ずる。

第18節 原子力施設事故対策計画

《関係各部》

本編 第3章 第3項 第26節「原子力施設事故対策計画」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興

本編 第4章 「災害復旧・復興」に準ずる。